

点検評価企画委員会規程

規定第 9 8 5 号

一部改正 2025年4月1日

(目的)

第1条 法政大学は、全学質保証会議規程第1条第1項に基づき、法政大学の自己点検・評価の企画・立案を行うため、点検評価企画委員会（以下「企画委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 企画委員会は次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価計画に関すること。
- (2) 点検・評価項目の原案に関すること。
- (3) 教育研究の質向上に資する情報の収集・分析に関すること。
- (4) 各前号のほか、委員長が必要と認めた事項

(委員長・副委員長)

第3条 企画委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は教育支援本部担当理事とし、副委員長は大学評価室長とする。

(企画委員会の構成)

第4条 企画委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 委員長が指名し、総長が委嘱する者 6名以内
- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(企画委員会委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 中途の欠員補充、交替は前任者の残任期間とする。

(定足数及び議決)

第6条 企画委員会は、第4条第1項各号に定める委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、委任状提出者は出席とみなすが、議決には参加できない。

(事務局)

第7条 企画委員会の事務は、総長室付大学評価室が担当する。

(規定の改廃)

第8条 本規程の改廃は、企画委員会の議を経て、職務権限に基づき行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、2009年1月21日から施行する。
- 2 この規定は、2025年4月1日から一部改正し、施行する。

(追58)